

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度 (2024年度)
計画主体	姫路市

## 姫路市鳥獣被害防止計画

(計画期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日)

担 当 名 姫路市農林水産環境局農林水産部北部農林事務所鳥獣対策室  
所 在 地 兵庫県姫路市夢前町前之庄2160  
電 話 番 号 079-336-4412  
F A X 番 号 079-336-4420  
メールアドレス tyojyu@city.himeji.lg.jp

## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下、「シカ」という。）、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、ハクビシン、キツネ、タヌキ
計画期間	令和7年度～令和9年度（2025～2027年度）
対象地域	姫路市内全域

## 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害金額・面積
シカ	水稲、野菜類、いも類、豆類、麦類等	被害金額 21,990千円 被害面積 21.48ha
イノシシ	水稲、豆類、麦類、いも類、野菜類等	被害金額 7,675千円 被害面積 6.80ha
アライグマ	果樹類、野菜類、いも類等	被害金額 2,475千円 被害面積 0.53ha
ヌートリア	野菜類、水稲、いも類等	被害金額 — 千円 被害面積 — ha
アナグマ	果樹類、野菜類、いも類等	被害金額 — 千円 被害面積 — ha
ハクビシン	果樹類、野菜類、いも類等	被害金額 — 千円 被害面積 — ha
タヌキ	果樹類、野菜類、いも類等	被害金額 — 千円 被害面積 — ha
キツネ	野菜類、いも類等	被害金額 — 千円 被害面積 — ha

(補足) 被害数値は、集落からの捕獲依頼書、侵入防止柵の整備に係る被害調査及び農業共済による被害調査により報告のあった数値の集計値である。このため、把握が困難な林業被害、土地改良施設被害及び生活環境被害を含めると、本市における被害は上記以上であると推察される。

### (2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
シカ	シカによる被害は、本市の西部地域から北部地域にかけて多く報告されているが、生息域の拡大により南西部の八幡地区及び勝原地区、市街地にほど近い荒川地区などだけでなく、南部及び東部地域でも目撃や農作物被害の情報が寄せられている。 シカは、兵庫県の管理計画を踏まえ捕獲目標を定め捕獲を進めているが、被害金額は年度によって変動があるものの依然として高い水準となっている。

	<p>被害は、水稻（田植え直後の苗の食害、収穫直前の稲穂の食害）、麦類（冬から春先にかけての食害）、いも類、豆類、植林直後の杉・ひのき等が挙げられる。</p> <p>最近の傾向としては、侵入防止柵を整備し適切に管理をしている地区や捕獲が進んでいる地域では、被害が減少傾向にあるが、侵入防止柵の整備や捕獲活動が困難な地域、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域内では生息数が増加傾向にある。また、市街地への出没や目撃による出動が増えている。</p>
イノシシ	<p>イノシシは、東部地域から北部地域にかけて多くの被害が出ており、近年は市街地に近い水上や野里、広峰、曾左、勝原地区に加え、南東部の別所、四郷及び灘地区や離島である家島地域でも被害が増加している。</p> <p>イノシシはシカと異なり、植物の根を食べるため、畦畔や堤防のほかにも公園内の広場等の地面も荒らすことから、農作物被害以外の被害が甚大となる傾向が強い。</p> <p>生息数は、増加傾向にあると思われ、被害件数は年々増加し、最近では自治会及び農区からの相談件数はシカを上回っている。</p> <p>特に、家島地域では生息頭数が400頭以上と推定されており、生息密度が非常に高くなっている。離島部のため生態系に与える影響が大きく、また、人身事故等の生活被害が発生するおそれが高いことから、捕獲強化を図る必要がある。</p> <p>被害対象については水稻、豆類、麦類、いも類、野菜類等が挙げられるが、イノシシは雑食性であり、先にも述べたように植物の根を食べるために畦畔や公園施設の芝生を掘り起こすなど、農作物以外の被害が多発している。</p> <p>また、生息域の拡大に伴い住宅地周辺への出没も増加しており、令和6年度には人身事故が発生している。</p>
アライグマ	<p>本市で最初に目撃されたのは昭和50年代だが、被害が大きくな問題になってきたのは平成18年頃からである。</p> <p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年（2004年）6月2日法律第78号）の成立により、飼養の許可申請手続きや条件等が厳しくなったことから、平成16年～17年頃に多数の飼い主が安易に放獣したため、多くの個体が野生化し、生息数が爆発的に増加したものである。</p> <p>雑食性であることから被害の態様はさまざまであるが、イチジク、ブドウなどの果樹類、スイカ、イチゴ、とうもろこし、かぼちゃなどの野菜類、いも類などの被害とともに、市街地においても生活環境被害が数多く報告されている。</p> <p>生息域については、今や市内全域にまで拡大している。天敵の不在や環境適応能力の高さから、今後も生息数の増加が懸念される。</p>

ヌートリア	<p>本市においては昭和50年代から生息が確認され、それ以降継続的に被害が報告されている。目撃や被害の報告は本市の西部から東部地域の沿岸付近に集中しているが、河川に沿って中心市街地付近でも目撃情報等が寄せられている。</p> <p>食性は水草や草などを食べる草食だが、野菜や水稲も被害対象となっている。</p> <p>また、巣穴を掘ることにより、水田の畔畦やため池の堰堤が破壊されるなどの被害も発生している。</p> <p>近年は捕獲数・相談件数も減少傾向となっているが、正確な生息数が把握できない以上、今後も継続して捕獲を行うことが必要である。</p>
アナグマ ハクビシン キツネ タヌキ	<p>本市において、アナグマ、ハクビシン、タヌキによる果樹、野菜、いも類等への被害は、市街地を除き市内全域で従来から発生しているが、近年は西部地域から北部地域で果樹、野菜等への被害が増加している。また、これらの地域では、キツネによる農作物の踏み荒らし被害や目撃が増加傾向にある。</p> <p>また、市街地でのアナグマやキツネの目撃情報や生活被害の報告も年々増加傾向にあることから、生息域の拡大が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標	対象鳥獣	現状値 (令和5年度/2023年度)	目標値 (令和9年度/2027年度)
被害金額	シカ	21,990千円	16,970千円
	イノシシ	7,675千円	5,920千円
	アライグマ	2,475千円	1,860千円
	ヌートリア	—	—
	アナグマ	—	—
	ハクビシン	—	—
	キツネ	—	—
	タヌキ	—	—
	合 計		32,140千円
被害面積	シカ	21.48ha	16.10ha
	イノシシ	6.80ha	5.10ha
	アライグマ	0.53ha	0.40ha
	ヌートリア	—	—
	アナグマ	—	—
	ハクビシン	—	—
	キツネ	—	—
	タヌキ	—	—
	合 計		28.81ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取組</p> <p>【資料1】</p> <p>【資料2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害のある農区及び自治会からの捕獲依頼に対し、市内猟友会3支部（姫路支部、飾磨支部、姫路西支部）で有害捕獲班を編成し、銃器及びわなによる有害捕獲を実施</li> <li>・兵庫県の定めるニホンジカ管理計画を踏まえ個体数管理を目的として、専任班を編成し、銃器による有害捕獲を実施</li> <li>・箱わなによる捕獲では、地域住民が巡回及びエサ管理の捕獲補助活動を担うなど、猟友会と協力して有害捕獲に取り組んでいる。</li> <li>・集落が有害捕獲に取り組む際にわなの管理方法などの指導のほか、市街地における追い払いや緊急捕獲等を猟友会に委託している。</li> <li>・姫路市鳥獣害防止対策協議会（以下、「協議会」という。）において、大型・小型の箱わなや自動監視装置付囲いわなを購入し、捕獲依頼に基づき貸し出しを行っている。</li> <li>・捕獲を効果的かつ安全に実施するため、協議会で保定具、電殺器、無線機器等を整備している。</li> <li>・被害集落における捕獲推進人材を育成するための研修会を開催し、被害集落における獣害対策意識の高揚を図っている。</li> <li>・シカ肉処理加工施設「夢咲鹿工房」への搬入を促進し、捕獲したシカの適正処分及び有効活用を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲が困難な地域（鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、市街地及び有害捕獲への理解が希薄な地域）においてシカの生息数が増加しており、これまで被害のなかった地域での被害発生や市街地での出没による駆除・追い払い活動が増えている。</li> <li>・イノシシによる農業被害・土地改良施設への被害報告や相談、箱わなの貸出件数が増えていることから、生息数は増加していると思われる。</li> <li>・アライグマによる農業被害、生態系被害や住宅街での生活環境被害が後を絶たないことから、捕獲数が繁殖数に追いついていないと推測される。</li> <li>・箱わなによる捕獲において、見回りや餌やりが集落の負担となっている。</li> <li>・野生獣の特性や獣害に対する理解が不足している地域がある。（箱わなを設置すればすぐに掛かると認識している等）</li> <li>・アナグマ、ハクビシン、キツネ及びタヌキは、農産物被害や住宅街での生活環境被害が後を絶たないため加害獣種の特定と生息域を考慮しながら、猟友会によるアライグマの捕獲と包括的に取り組む必要がある。</li> </ul>

<p>侵入防止柵の設置等に関する取組 【資料3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の事業等を活用し、侵入防止柵の整備を進める。</li> <li>・侵入防止柵を設置する集落に対し、侵入防止柵の特性や設置方法、維持管理についての研修会を開催し、侵入防止柵の設置に関する理解を深めている。</li> <li>・県の野生動物共生林整備事業等を活用し、人の生活圏と野生動物の生息圏が隣接する地帯に緩衝帯を設置し、人と動物の共生を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵の設置について、農家と非農家間で獣害に対する認識の隔たりが大きな集落は、柵の設置に係る合意形成が困難な場合がある。</li> <li>・侵入防止柵の設置や設置後の維持管理に係る集落内の労力（人員）が不足している。</li> <li>・野生獣の特性や獣害に対する理解が不足している地域がある。（柵を設置さえすれば獣害対策は万全であると認識している等）</li> <li>・獣害による耕作放棄の多い地域や市街化が進み農地の少ない地域では、国庫補助による侵入防止柵の整備が困難である。</li> </ul>
----------------------------------	---	---

(5) 今後の取組方針

①捕獲等に関する取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・シカ、イノシシについては、国・県の充実した補助事業の活用により一定の成果が見られることから、今後も猟友会と連携した捕獲活動を継続し、より積極的に個体数の調整を行う。</li> <li>・銃による捕獲が困難な地域では、地元自治会等に理解を求めながら、わなによる捕獲を推進していく。</li> <li>・シカのSPUE（銃猟目撃効率）が高い地区及びイノシシの出没頻度の高い地区並びに捕獲頭数の多い地区に、自動監視装置付囲いわなを積極的に活用し、捕獲活動を推進する。</li> <li>・捕獲したシカについては、原則、夢咲鹿工房への搬入を義務化し、山中への放置等を抑制するとともに、捕獲個体の有効活用を促進する。</li> <li>・箱わなによる捕獲は、大型箱わなの保有数を増やし、被害集落からの捕獲依頼に対応できる体制を整えるとともに、効率的な運用に努める。</li> <li>・捕獲については、地域、猟友会及び行政が連携を図りながら、効果的で継続可能な捕獲活動に取り組んでいく。</li> <li>・協議会を通じて、保定具、電殺器及び無線機等の捕獲機材を整備し、効率的で安全な有害捕獲の実施に努める。</li> <li>・アライグマについては、繁殖数に対し捕獲数が追いついていない現状を鑑み、小型箱わなの保有数を更に増やし、被害集落からの捕獲依頼に対応できる体制を整える。</li> <li>・アライグマ及びヌートリアは、姫路市アライグマ等防除実施計画に基づき、捕獲従事者の育成確保を図るとともに、地域関係者や行政が連携し積極的な防除の実施に努める。</li> <li>・被害集落における鳥獣被害防止対策の意識高揚を図るため、捕獲推進人材育成研修を継続して実施する。また、県が三木市吉川町に整備した兵庫県</li> </ul>
--

立総合射撃場「ハンターズ フィールド 三木」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を図る。

- ・アナグマ、ハクビシン、キツネ及びタヌキは、果樹及び野菜等への農業被害や住宅街での生活環境被害が後を絶たないため加害獣種の特定と生息域を考慮しながら、猟友会によるアライグマ及びヌートリアの捕獲と包括的に取り組み、被害軽減に努める。
- ・くくりわなに装着可能な捕獲センサーの導入支援など、ICT技術等の活用に取り組み、捕獲従事者の負担軽減を図る。
- ・被害の深刻な農区等に獣害対策に専門知識を有する民間業者を派遣し、農区等の捕獲体制の整備を支援する。

## ②侵入防止柵の設置等に関する取組

- ・生息数の増加や生息場所の変化により、侵入防止柵の効果が十分に得られていない地域や、新たに被害が発生し始めた地域もあることから、今後も侵入防止柵の設置に対する国の補助事業を活用し集落への支援を継続する。
- ・被害集落からの設置要望に対しては、ヒアリングや現地確認を行い、より効率的で効果的な柵の設置が行えるよう支援する。
- ・設置予定集落を対象とした研修会を開催し、効果的な柵の設置方法や柵設置後の維持管理の重要性について意識の高揚を図る。
- ・被害の深刻な農区等に獣害対策に専門知識を有する民間業者を派遣し、農区等における侵入防止柵の整備計画を支援する。
- ・国の鳥獣被害防止総合対策整備事業の補助対象外であっても、近隣市町と一体的な侵入防止柵を整備する場合などで鳥獣被害防止に効果が期待できる場合は、柵の設置を支援する。

## ③その他の取組

- ・夢咲鹿工房への捕獲したシカの搬入を支援することにより、山中での放置を抑制し、シカの有効活用を促進する。夢咲鹿工房への搬入頭数が増えているため、処理能力の向上について検討する。
- ・シカ肉の需要の拡大やPRを図るため、市が主催するイベント等への猟友会姫路支部の出展を支援する。
- ・狩猟者確保の一環として、猟友会が開催する狩猟体験会を支援する。
- ・有害捕獲従事者を確保するため、新たに有害捕獲業務に従事する者を対象に、狩猟免許取得費用等の一部を助成する。
- ・住宅地周辺でイノシシの出没が増加傾向にあることから、生活環境被害や人身被害の防止を図り、イノシシの人馴れを防ぐため、餌付け防止などの啓発活動に取り組む。
- ・有害捕獲したイノシシの処理が課題となっているため、猟友会による処分方法や活用方策の検討を支援する。
- ・集落による獣害対策を支援し、モデル集落の育成に努める。

### 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市内の猟友会3支部（姫路支部、飾磨支部、姫路西支部）において、シカ及びイノシシのわな並びにイノシシの銃器による有害捕獲班を編成し、シカ・イノシシの駆除を行う。
- ・銃器によるシカの駆除については、姫路支部内に捕獲専任班を編成する。
- ・特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の防除及びその他の有害鳥獣の捕獲や、集落内におけるシカ、イノシシの出没、ツキノワグマの目撃・痕跡情報による現地調査、追い払い、捕獲に関しては、猟友会等への業務委託により実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 (2025年度)	シカ・イノシシ	大型捕獲檻の増設、捕獲研修の開催
	アライグマ・ヌートリア	小型捕獲檻の増設、捕獲研修の開催
令和8年度 (2026年度)	シカ・イノシシ	大型捕獲檻の増設、捕獲研修の開催
	アライグマ・ヌートリア	小型捕獲檻の増設、捕獲研修の開催
令和9年度 (2027年度)	シカ・イノシシ	大型捕獲檻の増設、捕獲研修の開催
	アライグマ・ヌートリア	小型捕獲檻の増設、捕獲研修の開催

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

鳥獣名	捕獲計画数等の設定の考え方
シカ	<p>過去3年間（令和3～令和5年度）の有害捕獲において、3,197頭、狩猟期で6,152頭を捕獲している。</p> <p>SPUEは平均1.0未満で、被害も減少傾向にあるが、被害の報告が継続していることを鑑み、SPUEを1.0未満に抑制することを目標とし、有害捕獲における捕獲計画数は前計画に引き続き1,200頭とする。</p>
イノシシ	<p>過去3年間（令和3～令和5年度）の有害捕獲において、1,548頭捕獲しており、年平均516頭を捕獲している。</p> <p>生息頭数と相関関係が深い「くくりわなCPUE」は、令和2年度で県の平均値の0.2未満となっている。</p> <p>近年は、イノシシの被害報告や相談・捕獲依頼が急増していることから、「くくりわなCPUE」が0.2未満になるよう生息数を抑制することを目標に、有害捕獲における年間捕獲計画数は、前計画に引き続き650頭とする。</p>
アライグマ	<p>特定外来生物であることや、生息数の増加及び生息区域の拡大が顕著に認められるため、捕獲計画数は具体的な数値ではなく、「可能な限り捕獲する」を目標として設定する。</p> <p>なお、捕獲にあたっては、地域からの要望に応じて、箱わなによる年間を通じた取組が可能となるように対応する。</p>
ヌートリア	<p>特定外来生物であることや、生息数の増加及び生息区域の拡大を抑えるという観点から、捕獲計画数は具体的な数値で</p>

	はなく、「可能な限り捕獲する」を目標として設定する。 なお、捕獲にあたっては、地域からの要望に応じて、箱わなによる年間を通じた取組が可能となるように対応する。
アナグマ ハクビシン キツネ タヌキ	被害を発生させる個体を捕獲檻で捕獲するため、捕獲計画数は具体的な数値ではなく、「必要最少頭数」を目標として設定する。

「くくりわなCPUE」とは、くくりわな1基を100日間設置したときの平均捕獲頭数をいう。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
シカ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
イノシシ	650頭	650頭	650頭
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ヌートリア	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アナグマ ハクビシン キツネ タヌキ	必要最少頭数	必要最少頭数	必要最少頭数

捕獲等の取組内容			
対象鳥獣	捕獲手段	捕獲期間	捕獲場所
シカ イノシシ	銃器	通年（狩猟期間を除く）	姫路市内全域 （鳥獣保護区を含む。） ※但し、銃器による捕獲は、 特定猟具使用禁止区域（銃器）を除く。
シカ イノシシ	わな	通年（狩猟期間を除く） ※鳥獣保護区内の有害捕獲のみ 通年	
アライグマ ヌートリア アナグマ ハクビシン キツネ タヌキ	小型捕獲檻	通年	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
対象鳥獣	捕獲手段	捕獲期間	捕獲場所
シカ イノシシ	銃器 （ライフル銃の使用は、	通年（狩猟期間を除く。）	姫路市内全域 （鳥獣保護区を含む。） ※但し、銃器による捕獲は、

	捕獲場所の状況や従事者が対象鳥獣から危害が加えられる危険性が高い等やむを得ない場合)		特定猟具使用禁止区域（銃器）を除く。
--	--	--	--------------------

#### 4 侵入防止柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
シカ・ イノシシ	金網柵 5,680m	金網柵 3,000m	金網柵 2,900m
	電気柵 2,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
	小計 7,680m	小計 4,000m	小計 3,900m
イノシシ	金網柵 2,000m	金網柵 3,000m	金網柵 3,000m
	電気柵 0m	電気柵 500m	電気柵 500m
	小計 2,000m	小計 3,500m	小計 3,500m
合計	9,680m	7,500m	7,400m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 (2025年度) ～ 令和9年度 (2027年度)	シカ イノシシ アライグマ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵設置及び維持管理研修会の開催</li> <li>・捕獲人材育成研修会の開催（柵の管理）</li> <li>・民間事業者による集落指導（柵の管理）</li> </ul>

#### 5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 (2025年度) ～	シカ イノシシ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物共生林整備事業等による緩衝帯の整備（生息管理）</li> <li>・捕獲人材育成研修会の開催（生息管理）</li> </ul>

令和9年度 (2027年度)	ヌートリア	・民間事業者による集落指導（生息管理） ・草刈り等による潜み地の解消（生息管理）
-------------------	-------	---

## 6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

機関	関係機関等の名称	役割
兵庫県	姫路農林水産振興事務所	・目撃・痕跡情報による現地調査 ・鳥獣保護管理員への連絡、出動要請 ・森林動物研究センターとの連絡調整 ・銃の使用に係る警察・市との三者協議
	森林動物研究センター	・捕獲・追い払い活動に対する指導・助言 ・生態等に関する情報提供
警察署	姫路警察署 飾磨警察署 網干警察署	・市、鳥獣保護員への連絡、出動要請 ・捕獲、追い払い活動に係る安全確保 ・防犯メールの配信による注意喚起 ・銃の使用に係る県・市との三者協議
姫路市	北部農林事務所	・目撃・痕跡情報による現地調査 ・関係機関への連絡、出動、注意喚起要請 ・捕獲、追い払い活動 ・住民の安全確保、注意喚起 ・銃の使用に係る警察・県との三者協議
	危機管理室	・ひめじ防災ネット等の配信による注意喚起
	消防局	・負傷者の救急搬送、緊急車両の現場待機
	教育委員会事務局	・学校園への自主防衛指示、注意喚起
	こども未来局	・保育所、こども園への自主防衛指示、注意喚起
猟友会	姫路支部 飾磨支部 姫路西支部	・目撃・痕跡情報による現地調査 ・捕獲、追い払い活動 ・銃、止め刺しによる殺処分
地元	連合自治会 単位自治会、農区	・目撃・痕跡情報の提供 ・地域住民への注意喚起 ・自主防衛の実施

### (2) 緊急時の連絡体制

【資料4】緊急時の連絡体制及び連携対応フロー図のとおり
-----------------------------

## 7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

対象鳥獣	処理方法
シカ	自家消費する場合や搬出が困難で埋設処分する場合を除き、原則、夢咲鹿工房へ搬入し処理する。
イノシシ	自家消費を原則とし、搬出が困難な場合は捕獲場所で埋設処理する。

アライグマ	捕獲後は苦痛を与えない方法で殺処分し、焼却処理する。
ヌートリア	
アナグマ	
ハクビシン	
キツネ	
タヌキ	

## 8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食肉、ペットフード、皮革製品の原材料等

### (2) 処理加工施設の取組

食肉としての利用だけでなく、ペットフードや皮革製品の原材料として活用するなど搬入個体を余すことなく活用するため関連企業と連携した運営に努める。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲技術や解体技術の向上を目的とした研修会を開催し、人材育成を図る。

## 9 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 姫路市鳥獣害防止対策協議会に関する事項

協議会の構成機関等	役割
農区総代代表	農業被害や農業者の要望等に関すること。
中はりま森林組合	林業被害や林業者の要望等に関すること。
猟友会支部 (姫路、飾磨、姫路西)	鳥獣の捕獲、追い払いに関すること。
猟友会姫路支部	シカ肉処理加工施設「夢咲鹿工房」の運営
鳥獣保護管理員 (姫路、飾磨、網干)	鳥獣の保護・管理に関すること。
兵庫県姫路農林水産振興事務所	鳥獣の保護・管理、並びに捕獲・許可に関する助言・指導、国との調整に関すること。
兵庫県農業共済組合中播事務所	鳥獣による農作物被害、補償に関すること。
姫路市	鳥獣行政に関すること。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	被害対策に関する指導・助言 生態等に関する情報提供

警察署 (姫路、飾磨、網干)	狩猟の適正化、事故防止に関すること。
兵庫森林管理署	国有林内(官行造林を含む)での鳥獣被害対策に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の名称	姫路市鳥獣被害対策実施隊		
年 度	構成員	人数	活 動 内 容
令和6年度 (2024年度)	市職員	10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣の捕獲、追い払い活動</li> <li>・ 被害集落への被害防止対策に係る啓発や防除指導</li> <li>・ 侵入防止柵の設置に係る現地調査や設置指導</li> </ul>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

必要に応じて別に定める。
--------------

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>野生動物が家畜にとって危険なウイルスを媒介する可能性があり、特に対象鳥獣であるイノシシは豚熱ウイルスへの感染が確認されているため、捕獲従事者による靴底や車両への消毒の徹底等の防疫措置の実施。</p>
--